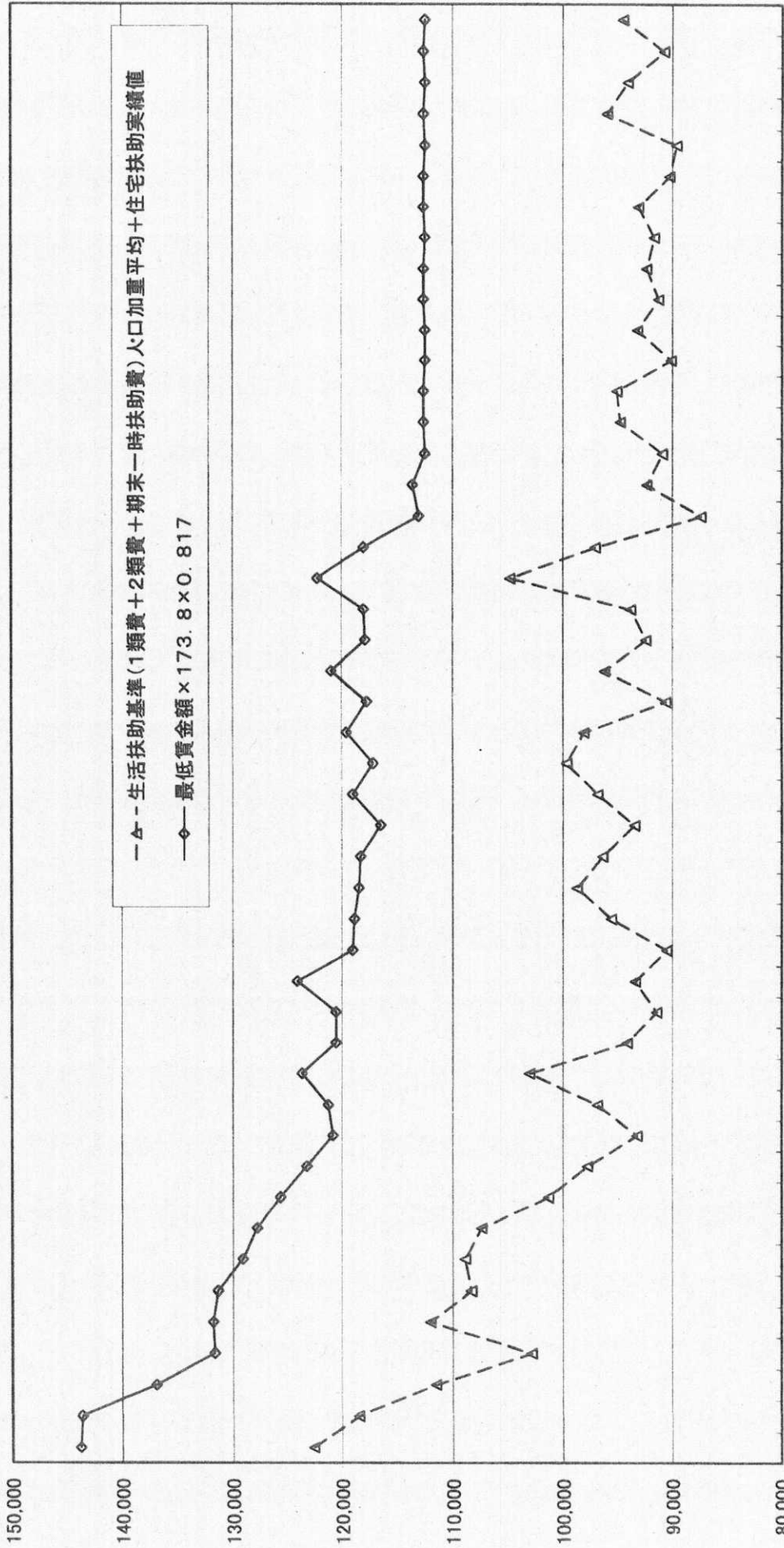


# 生活保護と最低賃金

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

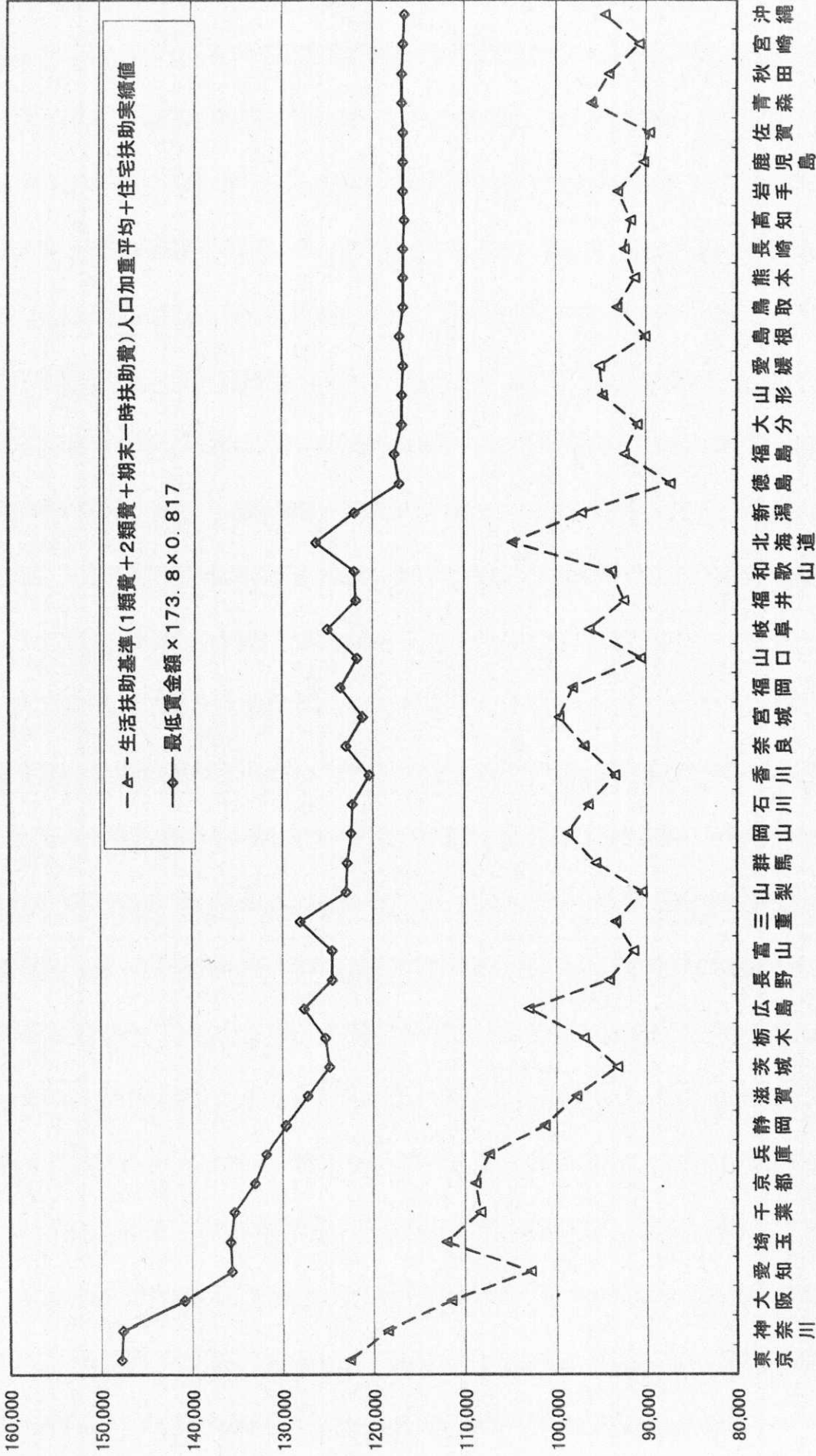
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護の子一々、最低賃金の子一々とも令和2年度の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。

注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和2年度(ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。)、最低賃金のデータは令和3年度のもの。

注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。



都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和2年度データに基づく乖離額 (A)	令和3年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	乖離の変動額 (E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.817-0.817)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△123	28	△151	△119	△32	△28	0	△4	0
青森	△117	29	△146	△117	△29	△29	0	0	0
岩手	△137	28	△165	△137	△28	△28	0	0	0
宮城	△123	28	△151	△120	△31	△28	0	△3	0
秋田	△130	30	△160	△129	△30	△30	0	0	0
山形	△125	29	△154	△125	△29	△29	0	0	0
福島	△150	28	△178	△150	△28	△28	0	0	0
茨城	△194	28	△222	△195	△27	△28	0	1	0
栃木	△172	28	△200	△171	△29	△28	0	△1	0
群馬	△164	28	△192	△162	△29	△28	0	△1	0
埼玉	△139	28	△167	△136	△32	△28	0	△4	0
千葉	△162	28	△190	△158	△32	△28	0	△4	0
東京	△149	28	△177	△143	△34	△28	0	△6	0
神奈川	△178	28	△206	△171	△34	△28	0	△6	0
新潟	△147	28	△175	△146	△29	△28	0	△1	0
富山	△205	28	△233	△203	△30	△28	0	△2	0
石川	△154	28	△182	△153	△29	△28	0	△1	0
福井	△179	28	△207	△178	△29	△28	0	△1	0
山梨	△201	28	△229	△201	△28	△28	0	0	0
長野	△186	28	△214	△185	△29	△28	0	△1	0
岐阜	△174	28	△202	△174	△28	△28	0	0	0
静岡	△171	28	△199	△170	△30	△28	0	△2	0
愛知	△203	28	△231	△200	△31	△28	0	△3	0
三重	△216	28	△244	△215	△29	△28	0	△1	0
滋賀	△179	28	△207	△178	△29	△28	0	△2	0
京都	△142	28	△170	△138	△32	△28	0	△4	0
大阪	△179	28	△207	△173	△34	△28	0	△6	0
兵庫	△143	28	△171	△139	△32	△28	0	△4	0
奈良	△156	28	△184	△155	△29	△28	0	△1	0
和歌山	△170	28	△198	△170	△29	△28	0	△1	0
鳥取	△136	29	△165	△135	△30	△29	0	△1	0
島根	△158	32	△190	△157	△33	△32	0	△1	0
岡山	△139	28	△167	△134	△33	△28	0	△5	0
広島	△145	28	△173	△140	△34	△28	0	△6	0
山口	△191	28	△219	△190	△29	△28	0	△1	0
徳島	△181	28	△209	△181	△28	△28	0	0	0
香川	△162	28	△190	△161	△29	△28	0	△1	0
愛媛	△123	28	△151	△123	△28	△28	0	0	0
高知	△147	28	△175	△147	△28	△28	0	0	0
福岡	△151	28	△179	△147	△32	△28	0	△4	0
佐賀	△161	29	△190	△162	△29	△29	0	0	0
長崎	△143	28	△171	△142	△29	△28	0	△1	0
熊本	△150	28	△178	△151	△28	△28	0	0	0
大分	△152	30	△182	△151	△31	△30	0	△1	0
宮崎	△154	28	△182	△154	△28	△28	0	0	0
鹿児島	△158	28	△186	△157	△29	△28	0	△1	0
沖縄	△126	28	△154	△126	△28	△28	0	0	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。

※3 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

## 最低賃金額と生活保護費の比較(令和4年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一扶助費)+住宅扶助)(※)	最低賃金(令和2年度) ×173.8×0.817	最低賃金(令和3年度) ×173.8×0.817
北海道	104,799	122,257	126,233
青森	95,964	112,602	116,720
岩手	93,085	112,602	116,578
宮城	99,659	117,146	121,121
秋田	94,057	112,460	116,720
山形	94,786	112,602	116,720
福島	92,331	113,596	117,572
茨城	93,222	120,837	124,813
栃木	96,874	121,263	125,239
群馬	95,597	118,849	122,825
埼玉	112,015	131,771	135,747
千葉県	108,340	131,345	135,321
東京都	122,623	143,841	147,816
神奈川県	118,447	143,699	147,674
新潟	97,080	117,998	121,973
富山	91,426	120,553	124,529
石川	96,414	118,282	122,257
福井	92,417	117,856	121,831
山梨	90,491	118,991	122,967
長野	94,129	120,553	124,529
岐阜	96,228	120,979	124,955
静岡県	101,320	125,665	129,641
愛知県	102,836	131,629	135,605
三重	93,414	124,103	128,079
滋賀	97,771	123,251	127,227
京都	108,872	129,073	133,049
大阪	111,483	136,883	140,859
兵庫県	107,424	127,795	131,771
奈良	96,841	118,991	122,967
和歌山	93,809	117,998	121,973
鳥取	93,176	112,460	116,578
島根	90,086	112,460	117,004
岡山	98,725	118,423	122,399
広島	103,041	123,677	127,653
山口	90,581	117,714	121,689
徳島	87,313	113,028	117,004
香川	93,466	116,436	120,411
愛媛	95,092	112,602	116,578
高知	91,648	112,460	116,436
福岡	98,110	119,559	123,535
佐賀	89,580	112,460	116,578
長崎	92,350	112,602	116,578
熊本	91,233	112,602	116,578
大分	90,906	112,460	116,720
宮崎	90,727	112,602	116,578
鹿児島	90,216	112,602	116,578
沖縄	94,514	112,460	116,436

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。